

堺市 大仙公園駐車場における整備・管理運営事業者募集要項

都市公園法第5条第1項の規定による公園施設設置許可を受け、駐車場を整備・管理運営していただける事業者（以下「事業者」という。）を募集します。応募される場合は、必ずこの募集要項を確認し、各条件を御了承のうえ、お申し込みください。

1 対象物件

名称	所在地	面積	台数
(仮称) 大仙公園第4駐車場	堺市堺区大仙中町 165-6	1,879.38 ㎡	乗用車 54 台以上 (うち、障害者 優先 2 台)

※ 駐車場の位置図および現地写真は、別紙 1、2 のとおり

2 駐車場管理運営期間

最大 5 年（駐車場整備工事期間および撤去工事期間を除く）

3 年間使用料及び納付金

使用料は堺市公園条例第 21 条の 2 により、全額免除とする。ただし、駐車料金収入の一部を市に還元することとし（以下、「納付金」という。）、還元額は事業者提案とします。

駐車場運営が当該年度において 1 年未満の場合、納付額は年間納付額を 12 で除した額に、運営月数（整備工事期間および撤去工事期間を除く。）を乗じた額とします。また、1 月未満のものは 1 月とします。算定額が、1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てとします。

4 応募の資格

応募できる者は、法人その他の団体で、当該施設の管理運営を行ううえで、人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ次に掲げる資格を有するものとします。

- (1) 同規模程度以上の駐車場の管理運営の実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 3 条の規定に該当しない者。

※ 下記に該当する者は、参加できません。

- 1 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者。
- 2 国税又は本市税の滞納がある者。

・ここでいう国税とは法人税、所得税、消費税又は地方消費税のことをいいます。

・本市が課している市税には市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税、入湯税があります。

- (3) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づく入札参加 停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※ 契約締結日までの間に上記措置を受けた場合又は上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は、参加資格又は契約予定者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しません。

- (4) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※ 契約締結日までの間に上記措置を受けた場合又は上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は、契約予定者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しません。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

5 駐車場に関する条件

(1) 開所日

年中無休

(2) 開所時間

事業者の提案による（ただし、午前 8 時から午後 6 時は必ず開所すること）

(3) 駐車料金

駐車料金については、事業者において、近隣の駐車料金相場等を勘案したうえで決定し、本市に報告してください（駐車料金を変更する場合も同様とします）。なお、時間帯や曜日などによる変動も可能とします。

<参考 1 >大仙公園第 1～第 3 駐車場の駐車料金状況

普通車:2 時間まで 200 円（以降 1 時間毎 100 円 1 日最大 600 円）

大型・マイクロバス:1 日 1 回 1000 円

<参考 2 >大仙公園第 1～第 3 駐車場および西駐車場の利用状況（単位：台）

名称	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
大仙公園第 1 駐車場 (普通車 1 2 7 台)	36,901	32,318	34,909	40,178	
大仙公園第 2 駐車場 (普通車 1 4 4 台)	23,377	21,807	22,239	26,309	
大仙公園第 3 駐車場 (普通車 9 8 台、 大型車 1 5 台)	51,501	47,986	49,818	大型	1,271
				普通	58,922
大仙公園西駐車場 (繁忙期においては臨時駐車場として開場する可能性あり)	2,535	2,454	2,912	3,229	

別紙 3 に令和 7 年度の月別台数を掲載しています。

(4) 駐車場の整備

ア 車両、歩行者が通る場所にはアスファルト舗装または周辺景観に配慮した舗装を施すこと。

イ 出入口ゲート機器や防犯カメラ、監視カメラ等の設置は、事業者にて実施すること。

- ウ 設備故障や機器損傷事故等、緊急時の対応を現地にて迅速に行える体制を構築すること。（警備会社への委託等も含まれます。）。
- エ 少なくとも1区画には、事業者の負担で電気自動車の充電設備を設置すること。
- オ 駐車設備、看板、車路の整備・変更等を実施する場合は、事前に本市の承諾を得ること。
- カ 看板や駐車ますの満空状況などの案内表示の内容や配置は利用者にわかりやすくすること。
- キ 本市の景観施策、環境施策等の各種施策に基づいた整備を行うこと。
- ク 精算機には分かりやすい操作説明を掲示すること。
- ケ 精算機は、クレジットカードやQRコード決済などのキャッシュレス決済に対応できる機種を積極的に導入すること。
- コ 駐車場の設備に関する運用や保守点検等に要する費用は、すべて事業者が負担すること。
- サ 身体障がい者等の使用に対する駐車料金の減免をその場で行えるようにすること。例) Webカメラにて身障者手帳等（障害者手帳アプリ含む）を確認し、駐車料金を減免し、無料で駐車料金の精算ができる仕組み等
- シ 路外駐車場の届出を行うこと。

(5) 駐車場の運営

- ア 定期的に駐車場内の点検及び清掃を行い、常に良好な状態を維持すること。また、必要に応じて現地の状況を確認する体制や設備を構築すること。
- イ 利用者及び近隣住民等への対応は、全て事業者の責任で行うこと。
- ウ 利用者及び近隣住民等からの苦情や事故並びに機器故障等に関する通報を24時間体制で受け付けるコールセンターを設置し、一次対応すること。解決しない場合は、作業員が現地に急行し、二次対応できる体制を構築しておくこと。
- エ コールセンターは自社もしくはグループ会社内に保有していること。
- オ 利用者等の個人情報適切に管理・保護するために必要な措置を講じること（個人情報管理責任者を定め、責任の所在を明確にすること。）。
- カ 駐車場の運営に係る一切の責任は、事業者において負担すること。
- キ （出入口ゲートがある場合）緊急時にはゲート及びパークロックの遠隔操作を行えるようにすること。
- ク 本駐車場が満車時に入庫待ちの車列が道路に滞留しないよう電光掲示での分かりやすい満車案内や警備員による誘導など工夫を行い、周辺道路に交通渋滞を発生させないこと。

(6) その他

別紙4および都市公園法、堺市公園条例ほか関係法令・条例を遵守してください。
また、公園でのイベント開催日など混雑が予想される場合には周辺道路の渋滞対策のため、大仙公園内に臨時駐車場を設ける場合があります。

6 質問の受付

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式1）に記入のうえ、電子メールにより「10 提出及び問合せ先」に提出してください。電話及び口頭による質問にはお答えできません。

(2) 質問受付期間

令和8年7月10日（金）から令和8年7月17日（金）午後5時まで

(3) 回答方法

令和8年7月21日（火）までに、公園監理課のホームページに回答を掲載します。

7 応募手続

(1) 応募方法

提出期限までに、次の書類（原本1部及び副本3部）を「10 提出及び問合せ先」に持参してください。

ア 応募申込書（様式2）

イ 事業者概要（様式3）

ウ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（3ヶ月以内に発行のもの）

エ 法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書（3ヶ月以内に発行のもの）

オ 堺市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式4）

カ 整備等図面

キ 管理体制図（責任者、実施体制、市民対応・トラブル対応体制等が分かるもの）

ク 料金体系

※1 上記書類のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

※2 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

※3 提出された書類は、今回の選考以外には使用しません。

※4 応募に要する費用は、応募者の負担とします。

(2) 応募期間

令和8年7月24日（金）から令和8年8月10日（月）午後5時まで

※1 提出書類の確認を行いますので、事前に電話連絡のうえ来庁してください。

※2 所定期間内に全ての書類の提出が完了しなかった場合は、応募を辞退されたものとみなします。

8 事業者の選定

(1) 選定方法

応募のあった者（次の失格要件に該当する者を除きます。）のうち、一番高い納付金を提案した者を事業者として選定します。

なお、一番高い納付金を提案した者が2者以上あった場合は、両者の実績や管理体制、提案の料金体系等を総合的に勘案のうえ、本市が決定します。

（失格要件）

ア 応募者の資格要件を満たしていないと本市が判断した場合

イ 本事業を遂行するのに十分な実績又は資力がないと本市が判断した場合

ウ 応募書類に虚偽の記載があることが判明した場合

エ その他不正行為があったと認められる場合

(2) 選定結果の通知

選定結果については、令和8年8月17日（月）までに、応募者全員に電子メールにより通知するとともに、公園監理課のホームページにおいて、決定した事業者名、提案納付金及び公募参加事業者名を公表します。

9 選定後の手続等

(1) 設置許可手続

事業者には速やかに都市公園法第5条第1項の規定に基づく公園施設設置許可申請書を、公園監理課へ提出していただきます。

(2) 納付金の納入

本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに、納入してください。

(3) 選定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

ア 事業者が、4に定める資格要件に適合しなくなった場合

イ 正当な理由なく、設置許可手続を取らない場合

ウ 正当な理由なく、指定の期日までに納付金を納入しない場合

エ 社会的信用の失墜等により、事業者として相応しくないと本市が判断した場合

10 提出及び問合せ先

堺市建設局公園緑地部公園監理課（担当：柳生、原田）

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館17階 公園監理課

※土日祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで（正午から12時45分除く）

電話：072-228-7824

FAX：072-228-1336

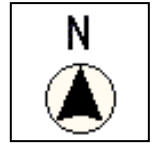
メール：kokan@city.sakai.lg.jp

大仙公園駐車場位置図

(仮称) 大仙公園第4駐車場



現地写真



令和7年度 各駐車場の月別駐車台数

月	大仙公園 第1駐車場	大仙公園 第2駐車場	大仙公園 第3駐車場		大仙公園 西駐車場	大仙公園駐車場 計	
	普通車	普通車	大型車	普通車	普通車	大型車	普通車
4	4,985	3,607	75	5,935	465	75	14,992
5	2,984	2,922	74	4,446	317	74	10,669
6	2,269	2,299	112	3,378	97	112	8,043
7	1,433	1,296	87	3,256	59	87	6,044
8	1,278	1,125	193	4,703	77	193	7,183
9	2,025	1,396	125	4,167	172	125	7,760
10	2,912	1,747	207	5,519	147	207	10,325
11	7,388	3,975	153	7,452	769	153	19,584
12	4,207	1,757	68	5,365	171	68	11,500
1	2,716	1,551	46	3,804	104	46	8,175
2	3,170	1,510	57	4,316	204	57	9,200
3	4,811	3,124	74	6,581	647	74	15,163
計	40,178	26,309	1,271	58,922	3,229	1,271	128,638

(別紙4)

1 設置許可の取消し

次の事項に該当するときは、この設置許可を取り消すことがある。

- (1) 本市において、公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 事業者がこの許可条件に違反したとき。
- (3) 事業者が納付金の納付を怠ったとき。
- (4) 事業者の役員等が堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (5) その他事業者が法令の規定に違反したとき。

2 納付料の還付

既納の納付料は、還付しない。

3 転貸等の禁止

事業者は、次の行為をしてはならない。ただし、本市の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 設置許可に基づく権利の譲渡、転貸等
- (2) 設置許可を受けた公園施設（以下「対象施設」という。）の形質の変更
- (3) 対象施設の使用目的の変更

4 届出事項

事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに書面により本市に届け出なければならない。

- (1) 事業者が氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、名称又は事務所若しくは事業所の所在地）を変更したとき。
- (2) 事業者の地位について、相続又は合併等による包括承継その他の変動が生じたとき。

5 必要費等の補償

事業者は、対象施設に関し必要費又は有益費を支出した場合であっても、あらかじめ本市が承認した場合を除いては、その補償を請求することができない。

6 滅失又は損傷時の対応

事業者は、対象施設が滅失し、又は損傷したときは、速やかに原状回復することを心がけ正常な駐車場運営を維持すること。また本市に届け出ること。

7 損害賠償

事業者が、その責めに帰すべき事由によりこの設置許可を取り消されたときは、これにより本市に生じた損害を賠償しなければならない。

8 施設の引継

事業者は、設置許可期間終了後、本市との協議によりアスファルト舗装等の基盤施設を本市に引き継ぐこと。ただし、汎用性の無い施設は事業者の費用負担で撤去すること。

9 善管注意義務

事業者は、対象施設を善良な管理者としての注意をもって管理しなければならない。

10 調査協力の義務

本市は、対象施設について随時その状況を実地に調査することができるとともに、事業者は、これに協力しなければならない。

11 利用状況の報告

売上実績データなどの下記の資料を提出すること。

なお、報告書の様式は、受注者の任意とする。また、報告内容は、次回以降の募集時の参考資料として使用する場合がある。

名 称	内 容	提出期限	備 考
対応報告書	機器、利用者等のトラブル報告	随 時	
事故報告書	各種事故の状況確認・対応報告	随 時	
利用台数・料金収納 月次報告書	日付、車種（普通車、大型車等）、有料、減免の区分ごとの利用台数、収納金額の月次報告書	毎 年	本市から提出を求めた際は随時対応すること
利用状況月次電子データ	出入庫日時、車種（普通車、大型車等）、有料、減免の区分ごとの利用台数、収納金額等の月次電子データ（CSV形式）	毎 年	本市から提出を求めた際は随時対応すること